

生駒市規則第1号

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則をここに公布する。

平成23年1月18日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成22年12月生駒市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請（以下「利用申請」という。）は、住民基本台帳カードサービス利用申請書（様式第1号）に住民基本台帳カードを添えて、自ら市長に提出することにより行うものとする。

(利用申請の確認)

第3条 市長は、利用申請があったときは、利用申請を行った者（以下「利用申請者」という。）に次の各号のいずれかに該当する証明書等を提示させることにより、当該利用申請者が本人であることを確認するものとする。

- (1) 住民基本台帳カード（本人の写真が貼り付けられたものに限る。）
- (2) 運転免許証
- (3) 官公署の発行した前号以外の証明書、免許証又は許可証（本人の写真に、プレス若しくは割印したもの又は特殊加工したものに限る。）

2 市長は、前項の規定による確認が困難なときは、利用申請者に対し住民基本台帳カードサービス利用申請等に係る照会書（様式第2号）を郵送により送付し、当該照会書を送付した日から起算して1月以内に回答書を当該利用申請者

に持参させることにより、確認を行うものとする。

- 3 前項の規定による期限内に回答がないとき、又は利用申請者本人の意思に基づかない利用申請であることが明らかとなったときは、当該利用申請はなかったものとみなす。

(情報等の記録)

第4条 市長は、前条の規定による確認を行ったときは、利用申請者に条例第2条各号に掲げるサービス（以下「サービス」という。）の利用に係る暗証番号を自ら入力させた後、条例第3条第2項に規定する情報等を住民基本台帳カードに記録するものとする。

(暗証番号の変更等)

第5条 前条の規定により情報等の記録を受けた者は、同条に規定する暗証番号を変更し、又は再設定しようとするときは、住民基本台帳カードサービス利用暗証番号変更（再設定）申請書（様式第3号）に住民基本台帳カードを添えて、自ら市長に申請しなければならない。

- 2 第3条及び前条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(利用の中止)

第6条 第4条の規定により情報等の記録を受けた者は、サービスの利用を中止しようとするときは、住民基本台帳カードサービス利用中止届出書（様式第4号）に住民基本台帳カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(サービスの提供の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの提供を中止するものとする。

(1) 前条の規定による届出があった場合

(2) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の21の規定により住民基本台帳カードが効力を失った場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、サービスの提供を中止すべき事由が生じた
と市長が認める場合

(関係人に対する質問等)

第8条 市長は、住民基本台帳カードに必要な情報等を記録することに関し必要
があると認めるときは、関係人に対して質問し、又は文書等の提示を求めるこ
とができる。

(施行の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

住民基本台帳カードサービス利用申請書

生駒市長 殿

次のとおり住民基本台帳カードのサービスの利用を申請します。

年 月 日

住所		
フリガナ 氏名		
生年月日	年 月 日	
連絡先電話番号	日中、連絡の取れる番号（自宅・勤務先・携帯・その他）	
住民票の写しについて	多機能端末機又は窓口専用端末機を利用して、交付を受けるサービス	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
印鑑登録証明書について	多機能端末機又は窓口専用端末機を利用して、交付を受けるサービス	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
	印鑑登録されていない場合は交付できません。	

年 月 日

住民基本台帳カードサービス利用申請等に係る照会書

殿

生駒市長

印

年 月 日にあなたの住民基本台帳カードサービス利用・暗証番号の変更（再設定）の申請書が提出されましたので照会いたします。

あなたが申請したことに相違がなければ、年 月 日までに下記の回答書及び住民基本台帳カードをご持参ください。

注意事項

- 1 もし、あなたが申請した事実がないときは、その旨を直ちにご連絡ください。
- 2 回答期限内に本書の提出がなかった場合は、申請はなかったものとしますのでご注意ください。
- 3 必ず本人が窓口で手続きをしてください。

回答書

年 月 日

生駒市長 殿

照会のあった住民基本台帳カードサービス利用・暗証番号の変更（再設定）の申請は、私の意思によって行ったものに相違ありません。

（住所） _____

（氏名） _____

（生年月日） _____

様式第3号（第5条関係）

住民基本台帳カードサービス利用暗証番号変更（再設定）申請書

生駒市長 殿

次のとおり暗証番号の変更（再設定）を申請します。

年 月 日

住所	
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	日中、連絡の取れる番号（自宅・勤務先・携帯・その他）
変更（再設定） の対象となる暗 証番号	<input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付用
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付用

様式第4号（第6条関係）

住民基本台帳カードサービス利用中止届出書

生駒市長 殿

次のとおり住民基本台帳カードのサービスの利用の中止を届出します。

年 月 日

住所	
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号	日中、連絡の取れる番号(自宅・勤務先・携帯・その他)
届出の理由	